

第10分野 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進

<基本的考え方>

男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっており、国民の理解を促すための教育及び広報・啓発活動は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言える。なかでも男性の意識改革は男性自身にとっても重要であり、男性がより暮らしやすくなるものでもある点に留意する必要がある。

効果的に国民の理解を促進していくためには、国民一人一人の生涯の中で、職場、家庭、地域、学校、メディア等あらゆる場と媒体を通じた広報・啓発活動が総合的に実施されること、幼児から高齢者に至る幅広い層の発達段階を踏まえ、親しみやすく分かりやすいものとする必要がある。男女の主体的で多様な選択を可能とするため、そのエンパワーメントを促進する観点も不可欠である。

また、女性や子供を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えた性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性や子供に対する人権侵害となるものもある。こうした観点から啓発を行うとともに、提供側のメディアにおける自主規制等の対策を働きかけるなどの取組が必要である。

さらに、子供に関する取組を行うに当たっては、子供の最善の利益に配慮する必要がある。

以上を踏まえ、教育機関、メディア、地方公共団体等との連携を深めつつ、男女共同参画の理解の促進に向けた教育及び広報・啓発活動を展開するとともに、その推進体制を強化する観点から、学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。

<成果目標>

項目	現 状	成果目標（期限）
「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性：66.3% 女性：61.3% （平成24年）	男女とも100% （平成32年）
大学学部段階修了者の男女割合	男性：54.9% 女性：45.1% （平成25年）	男女の修了者割合の 差を5ポイント縮める （平成32年）
都道府県及び市町村の教育委員会のうち、 女性の教育委員のいない教育委員会の数	121 （平成25年）	0 （平成32年）
初等中等教育機関の教頭以上に占める女 性の割合	15.0% （平成25年）	20%以上 （平成32年）
大学の教員に占める女性の割合		
准教授	22.6% （平成26年）	25%（早期）、更に 30%を目指す （平成32年）
教授等 （学長、副学長及び教授）	14.4% （平成26年）	17%（早期）、更に 20%を目指す （平成32年）

1 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

施策の基本的方向	
<p>人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見を解消し、男女共同参画に関する認識やその意義に対する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。</p> <p>また、男女共同参画社会の形成に向けて、国民の理解を得るための手立てをより一層講ずる。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 男女共同参画に大きな影響を有する団体と連携した戦略的な広報・啓発の推進</p> <p>① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有化し、女性の活躍等に関する積極的な情報発信の推進に役立てる。</p> <p>② 政府広報等の手段を使い、男女共同参画に関する広報活動を積極的に実施する。</p> <p>③ 職場、家庭、地域において、男女共同参画に関する理解を深め、定着させることを目的として地方公共団体、NPO等の協力を得つつ広報・啓発活動を行う。</p> <p>④ 「男女共同参画週間」、「行政相談週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等多様な機会、多様なメディアを通じて情報を発信する。</p> <p>⑤ 有識者、女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表から成る男女共同参画推進連携会議や地域版連携会議の活動を通じて、広く各界各層との情報及び意見の交換や広報・啓発を行い、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進する。</p> <p>⑥ 地方公共団体、NPO等との連携の下に、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催等全国レベル、地方レベルで関係者が一堂に会する機会を提供することにより、男女共同参画の課題に関する意識の浸透を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>全府省</p> <p>全府省</p> <p>内閣府、総務省、法務省、農林水産省、関係府省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 特に男性や若者世代を対象とした固定的性別役割分担意識の解消のための広報・啓発</p> <p>① 男女共同参画の意義についての理解の促進及び固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を進める。特に若年男女及び家庭における夫・父親等、また、企業・団体における経営者・管理職等の指導的地位にある男性の意識を変えるための広報・啓発活動を進める。中でも新聞、テレビ、インターネット、ゲーム等訴求力が高いメディアに対し、男女共同参画の視点を意識するよう、業界団体等を通じて啓発を行う。</p>	<p>内閣府、関係府省</p>

<p>ウ 男女共同参画の必要性が共感できる広報・啓発活動の推進</p> <p>① 男性、子供、若年層等を含め、男女共同参画が必要であることをあらゆる人が共感できるよう、地域に根ざした身近な情報発信を推進する。</p>	<p>内閣府</p>
---	------------

2 男女共同参画に関する男性の理解の促進

<p>施策の基本的方向</p>	
<p>固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見について、時代と共に変わりつつあるものの、特に男性に強く残っており、そのことが家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることにつながっているとの指摘もあることから、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進すべく、意識啓発や相談活動等を通じ、男女共同参画への男性の理解の促進や意識の改革を図る。</p>	
<p>具体的な取組</p>	<p>担当府省</p>
<p>① 諸外国に比べ低水準にとどまっている家事・育児や介護への男性の参画を一層促進するため、育児・介護休業等の両立支援制度の周知啓発、両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備等、男性が家事・育児・介護に参画するための環境整備や情報の提供等の支援を行う。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>② 男性が家事・育児等を自らのことと捉え、主体的に参画する動きを広めるため、男性を対象とした啓発手法の開発・実施、男性のロールモデルによる活躍事例の発信、キャンペーンや顕彰を通じ、国民全体の気運の醸成を図る。</p>	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>③ 男性自身の意識だけではなく、男性が家事や育児、介護等に参画することに対する周囲（女性、両親など年配者、子供、地域、職場等）の理解を深め、男性がそれらの活動に前向きに参画できるよう、必要な広報・啓発活動等を行う。</p>	<p>内閣府</p>
<p>④ 男性経営者等の理解の促進及びネットワークの構築支援等を通じ、男性経営者等が女性の活躍を応援する動きを拡大させる。</p>	<p>内閣府</p>

3 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

<p>施策の基本的方向</p>
<p>学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。</p>
<p>男女が共に、各人の生き方、能力、適性を考え、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進する。特に、近年の女性の活躍推進に向けた動きも踏まえ、多様化、高度化した学習需要に対応するとともに、女性のエンパワーメントに寄与するため、生涯にわたる学習機会の提供や社会参画の促進のための施策の一層の充実を図る。</p>

具体的な取組	担当府省
<p>ア 男女平等を推進する教育・学習</p> <p>① 学校長を始めとする教職員や教育委員会が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画を推進することができるよう、各教育委員会や大学等が実施する男女共同参画に関する研修等の取組を促進する。</p> <p>② 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に応じ、社会科、家庭科、道徳、特別活動等学校教育全体を通じ、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性、家族や家庭生活の大切さ等についての指導を行う。また、男女平等を推進する教育の内容が充実するよう、教職員を対象とした研修等の取組を推進する。</p> <p>③ 高等教育機関において、男女共同参画社会の形成に資する調査・研究を促進する。また、それらの成果を学校教育や社会教育における教育・学習に幅広く活用し、社会への還元を促進する。</p> <p>④ 社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、地域における学習機会の提供を促進する。</p> <p>⑤ 独立行政法人国立女性教育会館において、国、地方公共団体、男女共同参画センターや大学、企業等と連携を図りつつ、男女共同参画を推進する組織のリーダーや担当者を対象にした研修や教育・学習支援、男女共同参画に関する専門的・実践的な調査研究や情報・資料の収集・提供等を行い、男女共同参画社会の形成の促進を図る。</p> <p>⑥ 日本学術会議において、ジェンダー研究を含む男女共同参画社会の形成に資する学術研究及び教育制度について、社会、経済、政策、健康、人口、暴力、災害、環境等の観点から多角的な調査、審議を一層推進する。</p> <p>⑦ 結婚、妊娠、子供、子育てに温かい社会の実現に向け、「家族の日」(11月の第3日曜日)や「家族の週間」(家族の日の前後1週間)において、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等についての理解の促進を図る。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府</p> <p>内閣府</p>
<p>イ 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実</p> <p>① 子供の頃から男女共同参画の視点に立ち、ライフプランニングを踏まえた総合的なキャリア教育を推進する。その際、社会・経済・雇用等の基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、男女共同参画の意義、ワーク・ライフ・バランスや、男女を問わず生活を営むために必要となる知識や技術を習得することなどの重要性について理解の促進を図る。</p> <p>② 人生を通じたそれぞれの段階ごとのニーズに即したライフプランニングや、男女が共に希望するときに希望する場所で参加できるような生涯にわたる学習機会の提供を推進する。</p> <p>③ 学校等に対して、進路指導に携わる教育関係者が固定的な性別による考え方にとらわれることなく、生徒等一人一人が主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるような指導を行うよう促す。その際、女子生</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省、経済産業省</p>

<p>徒等やその保護者に対しては、大学進学率に男女差があることを踏まえて女性が高等教育を受けることや、理工系分野等女性の参画が進んでいない分野における活躍の機会があることへの理解を深めるなど、多様な進路・職業選択を推進する。</p> <p>また、学校等における女子学生等を対象とした次代を担う人材育成プログラムの開発・実施を促進する。</p> <p>④ 大学や専修学校等と産業界が協働し、イノベーション人材の育成や、社会人等の就労、キャリアアップ及びキャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身に付けるための取組を推進する。</p> <p>⑤ 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画するための力を付けるため、女性の多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応する生涯にわたる学習機会を充実させる。</p> <p>⑥ 結婚・出産等により職業生活の中断を余儀なくされた女性が、それぞれの希望に応じたチャレンジにつながるよう各種支援策の情報提供に努める。</p> <p>⑦ 独立行政法人国立女性教育会館の研修、教育・学習支援、調査研究、情報収集・提供等の更なる内容の充実・深化を推進する。</p>	<p>文部科学省、経済産業省</p> <p>文部科学省</p> <p>内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省</p> <p>文部科学省</p>
--	---

4 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組への支援等

施策の基本的方向	
<p>メディア業界が自主的に行っている女性の人権を尊重した表現の推進のための取組を継続、拡大するよう働きかける。また、女性や子供の人権を侵害するような違法・有害な情報への実効ある対策を充実させていくとともに、特に、インターネット上の情報の取扱いについては、若年層も含めて広く啓発を行う。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>① 男女共同参画推進連携会議等の場を通じて、メディア各社の取組や課題を共有し、メディア自身による不適切な表現の防止に活用する。</p> <p>② メディア産業の性・暴力表現について、DVD、ビデオ、パソコンゲーム等バーチャルな分野を含め、自主規制等の取組を促進するとともに、表現の自由を十分尊重した上で、その流通・閲覧等に関する対策の在り方を検討する。</p> <p>③ メディアを通じて流れる様々な情報を国民が主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身に付けるため、メディア・リテラシーの向上を図る。</p>	<p>内閣府</p> <p>内閣府、関係府省</p> <p>内閣府、総務省、文部科学省</p>

5 学校教育及びメディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の基本的方向	
<p>学校教育機関において、女性の能力発揮が組織の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図り、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p> <p>世論形成に大きな影響力を持つメディア関係業界において、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図る。</p>	
具体的な取組	担当府省
<p>ア 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>① 初等中等教育機関における 30%目標に向けて、校長・教頭等への女性の登用について、具体的な目標を設定するよう要請するとともに、以下の取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業取得の実態把握等を行い、男女共に仕事と育児の両立が図られる学校現場の形成に資する取組を推進する。 ・ 独立行政法人教員研修センターが実施する校長・教頭等への昇任を希望する教員等が参加する各種研修等に女性枠を設定するとともに、当該研修等において、女性の校長・教頭等への登用に向けた意識付けや、女性管理職ネットワークへの参加を促進する。 ・ 独立行政法人国立女性教育会館においてロールモデルの把握も含めた女性教員の管理職登用に向けた調査研究を行う。 <p>② 女性の能力発揮が、それぞれの組織の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、そのための体系的・計画的な管理職の養成・研修について検討する。</p> <p>③ 高等教育機関の教授等における女性の登用について、30%目標に向けて、各大学における目標設定等男女共同参画の理念を踏まえた自主的な取組を促進する。その際、各法人が設定した目標の達成に向けて、国立大学法人評価等を通じ各国立大学法人による積極的な取組を促進する。また、公私立大学等についても自主的な取組を促進する。</p> <p>また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、教員等向けの保育サービスの整備を促進する。</p> <p>④ 30%目標に向けて、学校関係団体の役員等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう要請する。</p> <p>⑤ 学校教育機関等における取組を行う際、女性活躍推進法の適用がある事業主については、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。</p>	<p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省、厚生労働省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p>
<p>イ メディアの分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大</p> <p>① メディア関係業界における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を含むダイバーシティに関する取組を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する理解を深めるため、好事例の広報や周知に努める。</p>	<p>内閣府</p>

<p>② メディア分野の業界団体や企業における政策・方針決定過程に参画する女性の割合 30%目標に向けて、当該団体の役員・編集責任者等における女性の登用について具体的な目標を設定するよう働きかける。</p> <p>その際には、次の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性活躍推進法の適用がある事業主においては、同法に基づく事業主行動計画の策定等の仕組みを活用する。 ・ 各種の認定制度、表彰制度等を活用し、女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」を踏まえた措置や各種の助成制度を活用し、企業のインセンティブを強化する。 	<p>内閣府</p> <p>内閣府、厚生労働省</p> <p>内閣府、厚生労働省、経済産業省</p>
--	---